

喜多方市事業者省エネ設備更新支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・原材料価格の高騰に直面する市内事業者のエネルギーコストの削減を促進し、持続可能な経営構造への転換を図るため、市内事業者が実施する省エネルギー効果の高い設備（以下「省エネ設備」という。）の更新に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業について、喜多方市補助金等の交付に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 省エネ設備 省エネルギー効果の高い設備をいう。
- (2) 事業者 法人（株式会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、協同組合等、及びこれらに準ずる法人格を有する団体を含む。）及び個人事業主をいう。
- (3) 市内業者 市内に本店または支店若しくは営業所等を置き、見積もり、入札、契約締結及び請求などの権限を有する事業者をいう。
- (4) 市外業者 市内業者以外の事業者をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所、事務所及び施設等（以下「事業所等」という。）を置き継続的に事業活動を行う事業者であって、省エネ設備の更新を行う設備を所有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- (3) 省エネ設備の更新を行う事業所等のエネルギー（電気、ガス等）の使用量を把握することができない者

(補助金の交付の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、省エネ設備への更新を行うもので、次の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 既存の設備等と更新後の設備等とを比較して、エネルギー消費量の減少が確認できること。

- (2) 令和 5 年 11 月以降の連続する任意の 3 か月間の光熱費・燃料代が、令和 3 年 11 月から令和 5 年 10 月までのいずれかの同 3 か月間と比較し、上回っていること。また、光熱費・燃料代を補助対象者が負担していること。
- (3) 更新する設備等は、市内業者から購入するものであること。合理的な理由によりやむを得ず市外業者から購入する場合は、「業者選定理由書」を提出すること。
- (4) 補助金の交付決定日から令和 9 年 1 月 29 日までに、全ての事業の手続きが完了するものであること。

(補助金の交付の対象設備)

第 5 条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるとおりとし、更新等にあたり現在使用している設備、機械等と比較してエネルギー消費量の減少が確認できるものとする。

- (1) 高効率照明（LED 等）
- (2) 空調設備
- (3) 電気冷蔵庫、電気冷凍庫
- (4) 機械設備等

2 前項の規定にかかわらず、直接的な事業活動に使用しない設備は補助対象としない。

(補助対象経費及び補助額)

第 6 条 補助事業の対象となる経費は、補助対象設備の更新に要する別表第 1 に掲げる経費のうち、市長が適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税は補助対象経費としない。

- 2 補助額は、補助対象経費から寄附金その他収入を控除した額に、別表第 2 に掲げる補助率、補助上限額及び補助下限額を用いて算出されたものとする。
- 3 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業者省エネ設備更新支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者省エネ設備更新支援補助金実施計画書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して申請しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第 8 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する市長が別に定める軽微な変更とは、補助対象経費の 20 パーセント以内の減額である場合をいう。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び別に定める実施要領の定めに従うべきこと。
- (2) 規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。
- (3) 補助対象経費に関して、国その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。

（交付の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第10条 補助事業を行う事業者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、事業者省エネ設備更新支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第11条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（状況報告）

第12条 市長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、次に掲げる書類により、事業完了の日（事業の廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して14日を経過した日、または交付決定を行った日の属する年度の1月29日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業者省エネ設備更新支援補助金実績報告書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付請求）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、事業者省エネ設備更新支援補助金交付請求書（様式第5号）により補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部又は一部

を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者から、第 10 条に基づく申請があったとき

(取得財産の管理)

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第 6 号）を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ市長に財産処分承認申請書（様式第 7 号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、処分制限財産の処分により補助事業者収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を市に返還させることができる。

(会計帳簿の整備等)

第 18 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助事業に要する経費
省エネ設備の更新を行うために必要な消耗品、備品の購入費
省エネ設備の更新を行うために必要な工事請負費
省エネ設備の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用
省エネ設備の更新を行うために市長が必要と認める経費

別表第2（第6条関係）

補助率	補助上限額	補助下限額
3分の2以内	100万円	5万円